

# 中野島町会報

No. 8

平成 31 年 2 月 15 日

中野島町会

会長 古谷欣治

総務部

2月4日は立春、暦のうえではもう春です。ポカポカ陽気に誘われて春の兆しを見つけに散歩に出してみました。所々でろう梅、紅梅、白梅が甘い芳香を漂わせ、存在感をみせておりました。また スイセンの花や白・黄・薄紫色の可愛らしいクロッカスの花が地面にしっかりと顔をだし、春の訪れを告げていました。



一転、先週末は寒気に見舞われ、この辺りでも雪がちらちら、もう少しの間は寒さが行きつ戻りつでしょうが、確実に暖かい春はもうすぐそこまでやってきました。

皆様 ご体調にはくれぐれもお気をつけください。

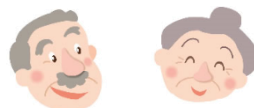


## 次年度の 理事・組長の選出にご協力をお願いします。



近年の傾向として「理事のなり手が仲々いない」更には「組長も受けたくない」という相談があります。

町会では高齢者のみで生活されているお宅や、病気療養中の方、小さな赤ちゃんがいるお宅などには決して無理強いをしませんようにとお願いしております。



ただ、「町会費などの集金が嫌だから」という理由の場合、多くの人がそれを言って来たらどうなるのでしょうか、收拾がつかなくなります。多分、自ら進んでやってくれている人なんて、そんなにはおりませんよね。順番だから仕方なくと思っている人が大半なのではと察します。町会でも、どんな最善策があるのか苦慮しているのですが、こればかりは組長さんに集金していただく以外にないのが現実です。



町会の運営・活動が存続できているのは、向こう三軒両隣りの組制度、その組を数組束ねた理事区制度があるからにほかなりません。事実上、町会活動の根幹を成しております。理事区・組の制度を無くしたら、町会は成り立たなくなってしまう。

『町会に入るメリットは何ですか?』

『町会は何もしてくれない…。』などなど手きびしいご意見を頂くときがあります。

又、たまには『暮らしの中での困りごとを町会に相談したら解決できた』とか、『解決の糸口が見つかった』と感謝されることもあります。そんな嬉しい言葉に励まされて、私たちは日々ボランティアに勤しんでおります。

町会員の皆さん、ご理解・ご協力の程を宜しくお願い致します。



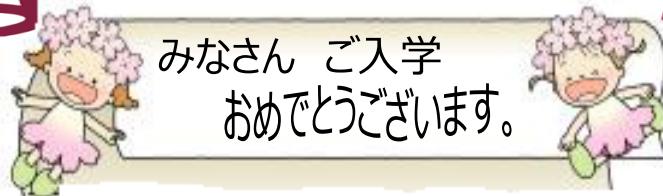
組の軒数が多い所は、ふた組に分けていただいてもいいです。

- ▶ ひと組、10軒前後がちょうどいいのではと考えます。
- ▶ 件数が多いと町会費などの集金や各戸配布が大変ではないでしょうか？
- ▶ 回覧版が回るのにも日数がかかります。

※ ひと組 20軒近くのところは是非、ご検討してみてください。  
組で話し合っ、分けやすいところで分割するのがよいでしょう。



## 新入学のお子さんへ お祝品を贈呈



みなさん ご入学  
おめでとうございます。

町会では、お祝品贈呈のため現在、回覧にて該当されるお子さんの調査依頼中です。

保護者の方はお名前をご記入くださいますようお願い致します。

(調査票はこの目的以外に外部に出すことは一切ございません。)

※回覧を見逃してしまった方、又は回覧に記入をどうしても避けたい方は、保護者の方が直接町会事務所まで申請にいらしてください。(受付:3月10日まで)

# 気をつけましょう! それは悪質な詐欺です

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

この度 貴方の未納されました総合消費料金について契約会社及び運営会社から訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします... 云々

差出人：民事訴訟管理センター  
(消費者相談窓口)

東京都千代田区霞が関.....

こんなハガキや封書が、今、中野島町内にも結構、届いているようです。

覚えがありませんか？

これは**流行のサギ**です。

絶対 電話などしないように！

このような**架空請求ハガキ**は無視するか警察まで!!

架空請求  
(ハガキ)

ダメ!



注意



中野島町会事務所 ☎・Fax 944-4268 (月・祝日 休館日)

中野島町会ホームページ <http://nakanoshimatyoukai.com/>